

秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要綱

1 趣旨

本実施要綱は、秋田県立横手清陵学院中学校の給食調理等業務委託にあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により事業候補者を選定するため、その必要事項を定めるものである。

2 名称

本提案競技の名称は「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技」とする。

3 提案競技の対象

本提案競技の詳細は、別紙「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要領」による。

4 最優秀提案者の選定

秋田県立横手清陵学院中学校に設置する「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会」において公正かつ適正に審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

5 企画提案競技のスケジュール

(1) 公告期間（県ホームページ）

令和7年2月19日（水）～令和7年3月4日（火）

(2) 参加資格申請期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月4日（火）

(3) 質疑受付期間

令和7年2月19日（水）～令和7年2月21日（金）

(4) 質問回答日

令和7年2月26日（水）

(5) 提案書受付期間

参加資格確認の日 ～令和7年3月7日（金）

(6) 最優秀提案者決定

審査会（予定日） 令和7年3月12日（水）

秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

本実施要領は、秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務の委託にあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により事業候補者を選定するため、その必要事項を定めるものである。

2 事業の名称、目的及び概要

(1) 名称

秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託

(2) 目的及び概要

別添「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 事務局

秋田県立横手清陵学院中学校 事務室

住所 〒013-0041 横手市大沢字前田 1 4 7 - 1

電話 0182-35-4033 FAX 0182-35-4034

E-mail Yokoteseiryoutougakkou@pref.akita.lg.jp

4 参加条件

参加資格を有する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認の日において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の分を受けていないこと。
- (3) 過去2年間に、学校給食業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

5 参加資格の確認の手続

企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県立横手清陵学院中学校に申請し、参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は申請書を受理した後に事務局にて行い、その結果を令和7年3月5日（水）までに通知する。

(1) 参加資格に関する書類

- ① 参加資格確認申請書（様式第1号）

② 会社概要等整理票（様式第2号）

会社概要等紹介パンフレットがある場合は併せて添付すること。

③ 業務受託実績整理票（様式第3号）

(2) 提出方法及び提出場所

持参または郵送（簡易書留に限る、受付期間内必着）により、上記「3 事務局」に提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月4日（火）午後3時（同年2月25日、3月3日、土日祝日は除く）

(4) 受付時間

午前9時から午後4時まで

6 企画提案にかかる質疑応答

(1) 提出形態

質問書（様式第4号）による。

(2) 提出方法及び場所

持参、郵送（簡易書留に限る、受付期間内必着）、電子メールまたはFAXにより、上記「3 事務局」に提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から令和7年2月21日（金）午後3時までとする。

(4) 回答方法

回答は電子メール又はFAXで行う。また、共有すべき情報が発生した場合は、質問及び回答内容を参加資格確認者全てに通知する。

なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなすこと。

(5) その他

企画提案書に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、この要領に定める手続き以外は受理しない。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とする。

(2) 提案は1案に限る（複数の提案は不可）。

(3) 企画提案書は、仕様書及び関係資料を熟読のうえ、別紙「企画提案書記載要領」に基づき作成すること。

(4) 企画提案書のサイズ等は、原則A4版縦に横書きとする。

(5) 企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

(6) 提出部数

正本1部、副本6部

・製本方法は自由とするが、提案書が容易に離散しないように綴じること。

・正本には代表者印を押印すること。

(7) 提出方法及び場所

5の(2)と同じ。

(8) 提出期間

参加資格確認の日から令和7年3月7日(金)午後3時までとする。

8 提案の審査

(1) 審査方法

「秋田県立横手清陵学院中学校給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の厳正な審査により選定する。なお、ヒアリング等は実施しない。

(2) 企画提案の採点

審査にあたっての評価項目及び配点割合は次のとおりとする。

1 委託業務に対する基本的な考え方	10点
2 同種業務の実績	10点
3 業務体制、運用方式	15点
4 危機管理、安全体制	15点
5 地産地消に対する考え方	10点
6 障害・アレルギー児童生徒への配慮内容	10点
7 費用(概算見積額)	20点
8 賃金水準の向上	5点
9 女性の活躍推進	5点

(3) 審査結果の通知

参加者には、企画提案の審査後、採否の結果を書面により通知する。

9 その他

(1) 提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

(2) 提案が次のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外する。

- ・提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ・提案者が関係者に対し、不当な活動を行ったと認められる場合
- ・提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合していない場合

(3) 提出期限以降の提案書の差替又は再提出は認めない。

(4) 提出された提案書は返却しない。

(5) 提出された提案書は当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(6) 提出された提案書の機密保持には十分配慮する。

(7) 提案書作成のために学校長より受領した全ての資料は、学校長の了解を得ないで公表及び使用してはならない。

(別紙) 企画提案書記載要領

No.	記載項目	記載内容
1	委託業務に対する基本的な考え方	○ 学校給食に対する基本的な考え方を示すこと ・ 仕様書等の内容を踏まえ自社の考えを示すこと
2	同種業務の実績	○ 過去2年以内の学校給食業務委託の実績を記載すること ・ 学校名を具体的に記載すること ○ 過去2年以内の学校以外の施設等の主な給食業務委託実績を記載すること ・ 県内、県外別に記載すること
3	業務体制、運用方式	○ 従業員の人数、業務体制を記載すること ・ 人数及び職名、勤務体制(時間)等を示すこと ○ 従業員の教育について ・ 研修体制、マニュアルの概要等を示すこと
4	危機管理、安全体制	○ 調理場の安全性について記載すること ・ 調理師等有資格者の配置、安全管理体制を示すこと ○ 危機管理体制、緊急連絡体制等を記載すること ・ 危機管理マニュアル等の資料があったら添付すること
5	地産地消に対する考え方	○ 地場産食材の利用に対する自社の考えを示すこと ・ 地場産食材の使用率を高める方策をしめすこと
6	障害・アレルギー児童生徒への配慮内容	○ 障害・アレルギーのある児童生徒への配慮内容を記入すること ・ きざみ食等への考え方を示すこと ・ 児童生徒への対応等の配慮内容を記載すること
7	費用(概算見積額)	○ 委託料金の年額及び概算の内訳を示すこと ・ 内訳明細を提示すること
8	賃金水準の向上	○ 次頁配点表参照
9	女性の活躍推進	○ 次頁配点表参照

「8 賃金水準の向上」及び「9 女性の活躍推進」の配点表

評価項目	設 定 区 分			配 点	
	大区分	小区分			
8 賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者の一人当たり平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たり平均給与額の対前年増加率※1	1.5%以上		3	
		2.0%以上		4	
		3.0%以上		5	
9 女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	対象：従業員数100人以下の企業	女活法※3	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定※2			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※3	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					
法令に基づく認定	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.5		

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点(各評価項目5点、合計10点)により配点を行うものとする。

※1 所得税法第226条第1項に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)により確認する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から秋田県が新たに認定している制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律64号)

次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)